

銀行のリスク管理と格付け

— 事業法人等への与信を中心に —

炭谷 健志

(株)日本格付研究所

はじめに

2007年3月31日、わが国の銀行に対する新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の適用が開始された。バーゼルⅡにおいて銀行は信用リスクの計測に関し、①格付会社の付与する格付け（以下、「外部格付け」）等に応じて最低所要自己資本額が変わる「標準的手法」、②銀行が自らの内部格付制度のもとで算出したデフォルト確率などに応じて最低所要自己資本額が変わる「内部格付手法」のいずれかを選択する。外部格付けの利用を本格的に制度に取り込んだバーゼルⅡが導入されたことで銀行経営に対する外部格付けの影響が高まるとの見方は多いが、本稿では銀行が事業法人等への与信に関し実際にどのように外部格付けを活用しているかを紹介する。

1. 規制自己資本算出での利用

— 少ない外部格付取得先の残高 —

銀行において外部格付けはこれまで、①債券・証券化商品投資における購入の目安（「A-」あるいは「BBB-」を購入時の格付けの下限とする銀行が多い）、②大企業・ソブリン向け融資の審査の目安、③与信後のモニタリング（低格付先の管理を強化するなど）といった、主に投融资の

入り口における与信判断ツールおよび中間管理のルールとして活用され、一定の役割を果たしてきたが、バーゼルⅡ導入により、標準的手法採用行では自己資本比率規制上必要とされる資本（規制資本）の算出にも利用の範囲が広がることとなった。はじめにも述べたとおり、バーゼルⅡでは自己資本比率算出上の手法を複数から選択できる。この手法の選択の如何が外部格付け利用の程度をまず左右する訳であるが、07年3月末の時点で内部格付手法を採用した（できた）のは大手行（すべてではないが）と優良地銀のごく一部（5行）⁽¹⁾であり、地域金融機関のほとんどは外部格付けを利用する標準的手法を採用した。

ただ、標準的手法採用行の貸出ポートフォリオのなかで外部格付けを付与されている企業等の割合は一般に非常に小さい。たとえば、りそな銀行⁽²⁾の07年3月末の貸出構成をみると、貸出残高合計から中小企業向けや住宅ローンを含む「中小企業等向け」を差引いた残高が大企業、中堅企業、内外政府・政府関係機関など外部格付けが一般に付与される先への残高と言えるが、この割合は全体の18%に過ぎない（図表1, 2）。中堅企業は一般に外部格付けを取得しておらず、大企業でも外部格付けを取得していないケースが少なくないことから、外部格付けが付与されている先は当該18%よりもっと少ないはずである。りそな銀行は中小企業・住宅ローンに強い銀行であ

図表1 標準的手法におけるリスク・ウェイト

(単位：%)

	バーゼルⅠ (旧規制)	バーゼルⅡ 標準的手法
わが国の国・地方公共団体	0	一律 0
わが国の政府関係機関等	10	一律 10 (地方三公社は 20)
預金取扱金融機関・証券会社	20	外部格付けに応じ 20, 50, 100, 150
事業法人 (中小企業以外)	100	外部格付けに応じ 20, 50, 100, 150
中小企業・個人	100	一律* 75
抵当権付住宅ローン	50	一律* 35
延滞債権	100	引当率に応じ 50, 100, 150
株式	100	一律 100

* リスク・ウェイトの適用は一律とされている場合にも、一定の要件を満たす必要あり。

図表2 銀行の貸出ポートフォリオの構成
(例) りそな銀行の貸出残高 (07年3月末, 標準的手法採用)

	金額 (兆円)	構成比 (%)
貸出金残高【A】	17.9	100
中小企業等向け【B】	14.7	82
消費者ローン (住宅ローン含む)	7.2	40
消費者ローン以外=中小企業向け	7.4	41
【A】 - 【B】 = 大企業・中堅企業等向け	3.2	18

る一方、都市銀行として大企業との取引も多く有する。地域金融機関においては外部格付けを有する取引先はさらに少ないであろう (もともと、大企業等との取引が少ないからこそ大企業向けにかかる所要自己資本算出には過度の手間をかけないで外部格付けを活用すればよいとも言えよう)。

このように、多くの銀行において与信先の大部分は外部格付けのない中小企業や個人であり、このような先についてはほとんどの銀行が、自行の内部格付制度やスコアリングシステムを適用し、これに担当者によるジャッジメント等を加えて与信の可否や利率をはじめとする条件を決定するほか、資産自己査定における債務者区分判定にも活用している。

与信ポートフォリオの選択が自己資本規制比率対策を念頭に置いてなされがちな実情も踏まえれば、バーゼルⅡ導入により外部格付けが標準的手法採用行の経営に対し影響を及ぼすことは避けら

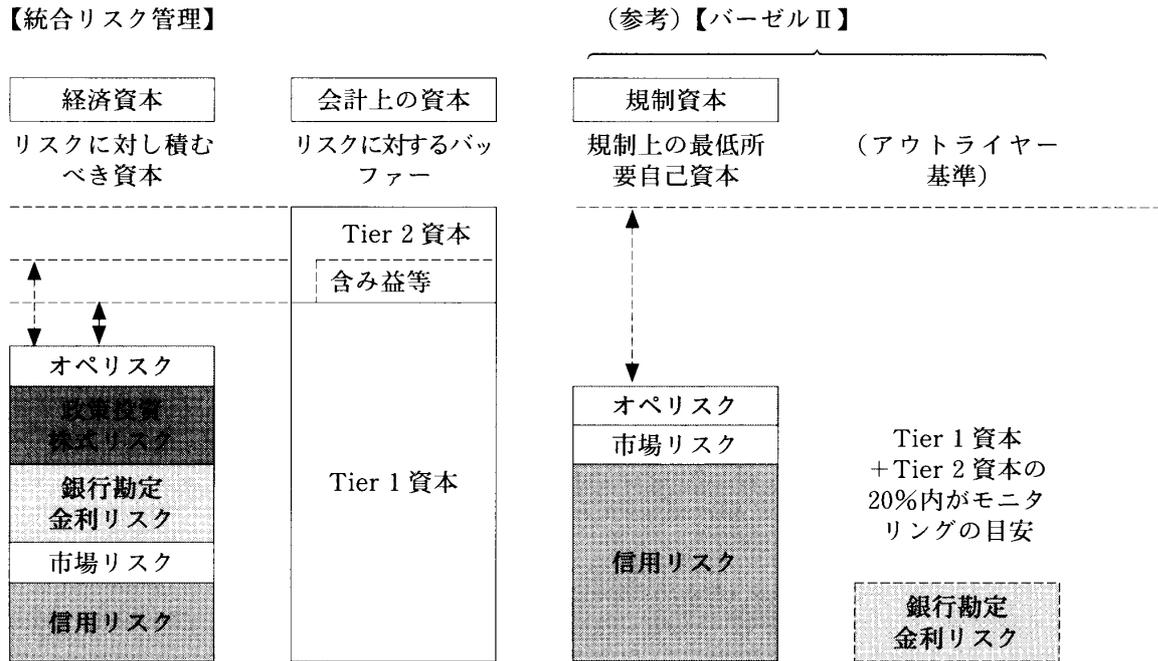
れない。特に、地銀でも少なからぬ大企業向け大口与信を抱えるところを時折みかけるが、そのような場合には外部格付けが自己資本比率に影響を及ぼしやすくなる。しかし、総じていえば、多くの銀行にとって、自己資本比率算出に際し外部格付けに基づくリスク・ウェイトではなく一律のリスク・ウェイトを適用し、与信判断も内部格付け等に基づいて行う取引先がほとんどである。

2. 信用リスク計量での利用

— 基礎は内部格付け —

銀行では個々の投融资案件の信用リスクを評価し投融资の可否を判断するだけでなく、直面する多様なリスク (信用リスク, 市場リスク, 銀行勘定金利リスク, 政策投資株式リスク, オペレーショナルリスクなど) を統一的な尺度で計量化し、その顕現に備えて保有すべき資本 (経済資本) を導

図表 3 統合リスク管理のイメージ



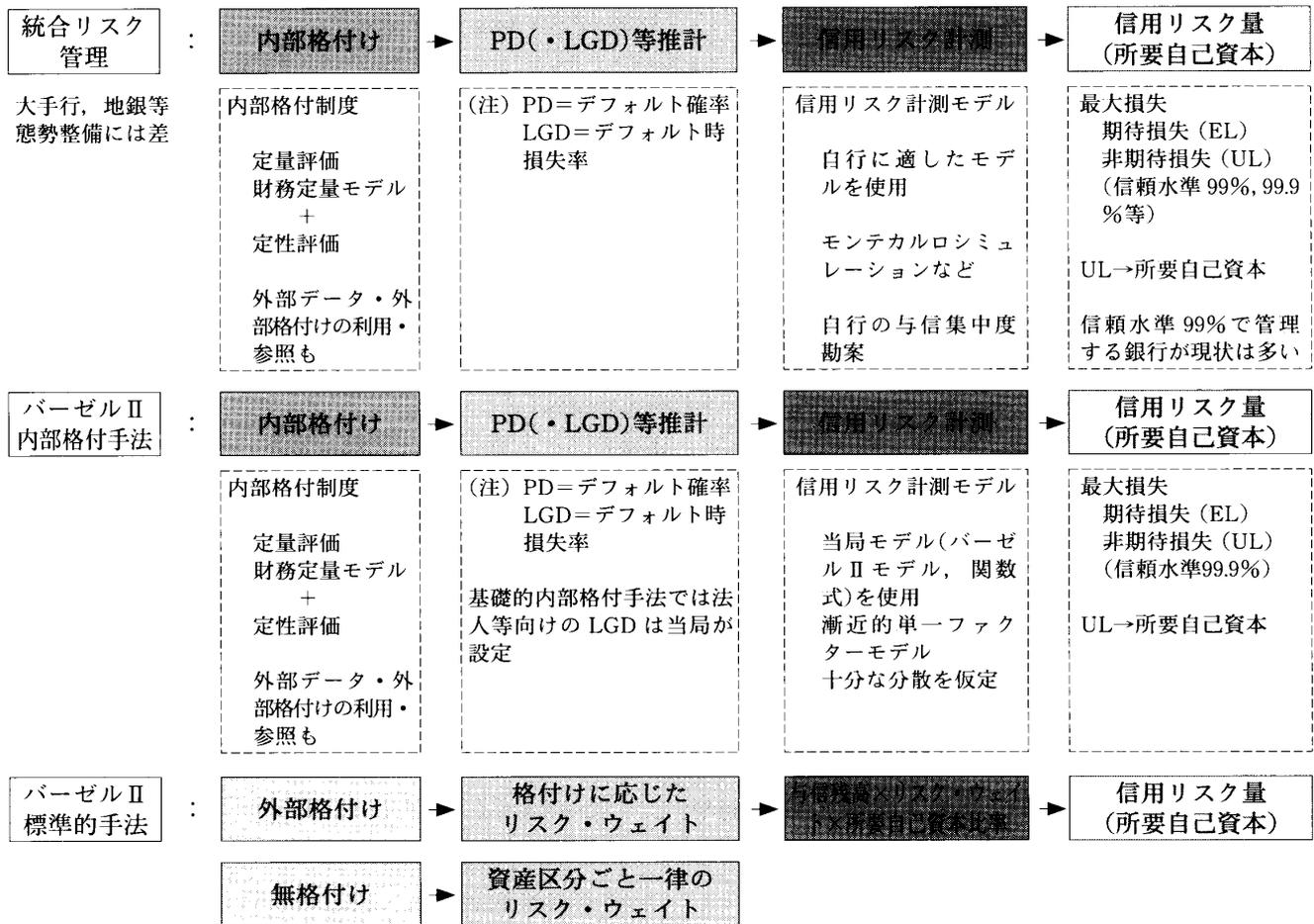
き出し、これを経営体力（Tier 1 資本等）に関連付けて制御する「統合リスク管理」の枠組み（図表 3）を試行的な段階のものも含め導入しつつある。

この統合リスク管理における信用リスク計量においても、基礎となるのは基本的に内部格付けである。統合リスク管理の枠組みにおいて多くの銀行は、①内部格付け制度に基づいて債務者や案件の格付け（以下、「内部格付け」）を行い、②それぞれの内部格付けに対応したデフォルト確率（PD, Probability of Default）やデフォルト時損失率（LGD, Loss Given Default）等のリスク要素を推計したうえで、③推計した PD 等リスク要素のデータを信用リスク計測モデルに投入して一定の確率下で発生しうる最大損失（VAR, Value at Risk）を求め、④VAR から期待損失（EL, Expected Loss）を控除した非期待損失（UL, Unexpected Loss）を信用リスク量とし、これに相当する額を「統合リスク管理」における所要自己資本額とみなす（図表 4）。銀行はこのように求めた信用リスク量に対し現実の自らの自己資本の

水準が十分であることを定期的に検討している。

このように信用リスク計量は内部格付けから始まるが、内部格付けの精度・客観性は銀行によってまちまちである。内部格付けは統計手法や経験則に基づき構築されたモデルによる定量評価に業界動向や企業系列など定性評価を加味して付与されることが多いが、このような内部格付け制度がその制度設計上の客観性の確保や精度等に関する十分な検証に耐えられない標準的手法採用行は依然多い。バーゼルⅡ導入前の 2005 年前後には地域銀行（地銀・第二地銀）のうち 18 行が内部格付け手法採用を計画していた（図表 5）が、2007 年 3 月末のバーゼルⅡ導入時に同手法を認められた地域銀行は 5 行にとどまった。内部格付け手法を採用する場合、信用リスクの管理方針のほか内部格付けモデルの判別力や説明変数の有意性の検証の基準や、PD などのパラメータの推計の基準などについて詳細な文書化が求められる。使用する内部格付けモデルや推計したパラメータに関し、データの整備と継続的な管理、様々な角度からの検証も求められる。このような要件を多くの地域銀行が満

図表 4 統合リスク管理とバーゼルⅡそれぞれにおける信用リスク量計測のプロセス



図表 5 バーゼルⅡ導入に対する導入当初と将来に向けた対応（信用リスクに関して）

（導入当初に関し）

採用希望の手法	行数	構成比(%)
先進的内部格付手法	0	0
基礎的内部格付手法	18	20
標準的手法	67	76
無回答(未定)	3	3
合計	88	100

（将来に関し）

より高度なリスク管理手法への移行	行数	構成比(%)
移行を前提に準備を行う	20	23
移行について検討する	39	44
当面移行は検討していない	27	31
その他	2	2
合計	88	100

（出所） 安井肇『『地銀のリスク管理態勢』分析 六割以上が高度化準備を進める』『週刊金融財政事情』2005年1月3日号
 （データ）「リスク管理・新BIS規制への取組み状況に関するアンケート調査」より
 調査：『週刊金融財政事情』編集部
 調査時期：04年11月
 調査対象：地銀・第二地銀 88行

たせなかったようである。このように内部格付制度の整備が途上にある地域銀行のなかには、経済資本算出のベースとなる信用リスクの計量にあたり、自行の内部格付けとは別に、地方銀行協会など外部の提供する格付システムに基づき格付けを

行うところもある。しかし、いずれにせよ、標準的手法採用行においても、統合リスク管理の導入あるいは経済資本の算出に向けて、内部格付制度を基礎とした態勢の整備が進捗に差はあれども行われつつある（図表 6）。

図表6 統合リスク管理への取組み状況

取組み状況	行数	構成比 (%)
導入済み	16	18
試行段階	25	28
役員会議や経営会議などで承認済み	4	5
検討段階	32	36
具体的な検討を行っていない	11	13
合計	88	100

(出所) 図表4に同じ

バーゼルⅡはもともとの発想としては、規制資本を統合リスク管理に必要な経済資本により近づけることを試みるものである。内部格付手法に関しては、規制資本の算出プロセスで経済資本算出のプロセスを一部なぞっており、両者の収斂がある程度ではあるが図られている。すなわち、図表4に示すように、両者ともに内部格付け→PD・LGD等リスク要素の推計→モデルによる信用リスク計測→信用リスク量＝所要自己資本の導出というプロセスが、採用モデルの違いなどがあるにしろ取り入れられている。しかし、標準的手法に関して言えば、外部格付けを利用し、また、外部格付けのない与信については種類ごとにほぼ一律のリスク・ウェイト（たとえば一定要件を満たす中小企業向けのリスク・ウェイトはすべて75%）を適用するという規制資本の算出方法と、内部格付制度を基にした経済資本の算出方法にはなおかなりの隔りがある。

3. 内部格付制度における外部格付け

— ベンチマーク等の役割 —

これまで、バーゼルⅡの標準的手法採用行においても外部格付けの対象は少なく、また銀行内部のリスク管理のベースも外部格付けというより内部格付けにあるという事情を紹介してきた。もっとも、これらの事情は、標準的手法における外部

格付けの活用等が、よりリスク感応的な業務運営につながりうるという効果を否定するものではない。事業法人向けのエクスポージャーについて全く一律のリスク・ウェイトを基に規制資本額が決まっていた旧規制に比べ、バーゼルⅡでは外部格付け利用や中小企業向けにかかる分散効果の勘案などを通じてポートフォリオの内容をよりきめ細かに反映した規制資本額が算出され、このことを銀行は与信運営上、意識せざるをえないであろう。

また、統合リスク管理における経済資本算出および内部格付手法における規制資本算出の基礎となる内部格付制度においても、外部格付けは一定の役割を担っている。特に、デフォルト事例の少ない大企業向け与信やソブリン向け与信にかかる内部格付制度においては、外部格付けがベンチマークとして用いられていることが少なくない。すなわち、外部格付けを個々の案件の格付けの定性評価要素として参考にする銀行が多い（特にソブリン向け与信については外部格付けを主要な判断要素とする銀行が多いとみられる）ほか、外部格付けと内部格付けとの乖離が大きい場合に内部格付制度の見直しを検討するなど、内部格付制度そのものの設計・検証手続きに外部格付けを組み込む銀行も少なくない。大企業向け与信にかかる内部格付けのモデルを、格付会社による外部格付けを推定するかたちで設計する銀行もある。また、内部格付けの水準に加え、PD推計にも外部格付けの実績デフォルト率が参考にされることもある。このほか、外部格付けあるいは格付会社による評価の対象は、大企業やソブリン以外に、病院、学校、中小企業などにも広がりつつあり、これらの外部格付け・評価が今後、内部格付けのベンチマークに採用される可能性も考えられる。

最近では、大手行を中心に信用リスクの移転取引等を通じて与信ポートフォリオ全体の健全性や収益性を高める「与信ポートフォリオ管理（CPM, Credit Portfolio Management）」の取組みが始

まっている。内部格付けは借入人との長期的リレーションを前提とする詳細な情報をもとに行われているが、信用リスクの移転取引においては、貸出債権の購入者が十分な情報を得られず、現行通りの内部格付けができないケースも起こりうる。このため、外部格付けを基にした内部格付けの仕組みの構築が有効ではないか、との議論もなされている。

4. 外部格付けと内部格付けの相違

以上みたように、内部格付制度の設計・運用など銀行のリスク管理において外部格付けは参考材料のかたちで活用されているが、銀行のリスク管理における前提と外部格付けの前提には違いがあり、銀行ではこのような違いを十分勘案して外部格付けを利用する必要があるだろう。たとえば、内部格付けにおけるデフォルト（債務不履行）の定義は、「要管理先」以下相当、あるいは「破綻懸念先」以下相当というケースがほとんどであるが、これと格付会社の定義するデフォルトは重複する部分は当然あるものの、一致しているわけではない。また、景気変動の反映の格付けへの反映のさせ方としてという景気循環の局面にかかわらず企業の最近期の状況に基づき格付けを行う考え方（PIT, Point in Time）と、企業の最近期の状況にかかわらず景気循環のなかでの最悪の状況をベースに格付けを行う考え方（TTC, Through the Cycle）の二つに大きく分けられるが、銀行の内部格付けには PIT の色彩が濃く格付会社の格付けには TTC の色彩が濃い場合が多い。これらの違いをどのように調整して外部格付けを利用するか、方法論はまだ確立していない。

5. まとめ

事業法人等への信用リスクに関し、標準的手法

採用行の規制資本算出における外部格付けの利用対象はかなり限定的な規模にとどまる。標準的手法採用行で算出された規制上の所要自己資本と内部管理上算出された所要自己資本の間には金額だけでなく算出プロセスにも隔たりがある。内部格付手法採用行においては規制上も内部管理上も所要自己資本算出上は内部格付けが重要である。以上を踏まえると、外部格付けが自己資本比率に影響を及ぼしやすくなるとはいえ、バーゼルⅡ導入自体により外部格付けの重要性が大きく高まったとは必ずしも言えないと筆者は考える。

しかし他方で、バーゼルⅡに関する開示により銀行各行のリスク管理手法が従前より詳細に示されるなか、外部格付けが内部格付けを含めた銀行内部のリスク管理における重要な参照情報の一つとして相応に利用されていることも明らかになってきたと考える。また、本稿はわが国銀行のポートフォリオの大部分を占める事業法人向けのリスク管理にフォーカスしているが、証券化エクスポージャーについては、内部格付手法採用行であっても、格付会社による格付けがあれば当該格付けに応じたりスク・ウェイトにより所要自己資本額を決定する「外部格付準拠方式」が適用される。証券化商品については内容が複雑で個別性も強いいため、投資やリスク管理の判断においても外部格付けに依存するケースが多いとみられる。格付会社としては、自らの行う格付けの利用のされ方を十分理解し、また格付けの重要性を常に認識し、格付けの品質の向上に努めていくべきであろう。

本稿中に示された内容や意見は、筆者の勤務先の公式見解を示すものではない。

〈注〉

- (1) 08年3月末時点での内部格付手法採用地銀は7行。（『ニッキン』2008年4月11日号）
- (2) りそな銀行は08年3月末から内部格付手法を採用。

参考文献

黒沢義孝「新 BIS 規制と信用格付け」『証券アナリストジャーナル』2007年4月号

佐藤隆文編著『バーゼルⅡと銀行監督』2007年4月

炭谷健志「バーゼルⅡが銀行等の格付けに与える影響」『JCR 格付け』2007年5月号

日本銀行金融機構局「内部格付制度に基づく信用リスク管理の高度化」2005年7月

与信ポートフォリオ・マネジメントに関する勉強会（事務局/日本銀行）「わが国の金融機関における与信ポートフォリオ・マネジメントの現状と課題」2007年4月

Basel Committee on Banking Supervision "Range of Practice in Banks' Internal Ratings System," Discussion Paper, January 2000